

# 千葉県報

号外  
令和8年2月10日

## 主要目次

○ 選挙管理委員会告示  
地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数

## 選挙管理委員会告示

### 千葉県選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

令和八年二月十日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一〇五、〇六六人
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五六、六五七人
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

長生郡選挙区 一六、〇七七人  
 千葉市中央区選挙区 六一、一五二人

千葉県花見川区選挙区	四九、五七二人
千葉県稲毛区選挙区	四四、二三七人
千葉県若葉区選挙区	四〇、九八九人
千葉県緑区選挙区	三五、五七一人
千葉県美浜区選挙区	四一、七〇六人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	一八、八三三人
館山市選挙区	一二、五五六人
木更津市選挙区	三七、七五〇人
野田市選挙区	四二、六八四人
茂原市選挙区	二四、五三六人
成田市選挙区	三五、〇七一人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	五三、二二三人
東金市選挙区	一五、八八八人
旭市選挙区	一七、一五五人
習志野市選挙区	四八、一七六人
柏市選挙区	一一〇、五二七人
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	一八、八七三人
市原市選挙区	七五、〇八六人
流山市選挙区	五六、八八二人
八千代市選挙区	五六、七二〇人
我孫子市選挙区	三七、二二二人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	二〇、四九一人
鎌ヶ谷市選挙区	三一、〇八七人
君津市選挙区	二二、七〇三人
富津市選挙区	一一、六八六人
浦安市選挙区	四八、〇五三人
四街道市選挙区	二六、〇二八人
袖ヶ浦市選挙区	一八、〇五八人
八街市選挙区	一八、四六〇人
印西市・印旛郡栄町選挙区	三四、八〇一人
白井市選挙区	一七、〇五四人
富里市選挙区	一三、二九六人
匝瑺市選挙区	九、四三四人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	二五、二一八人
山武市・山武郡選挙区	二五、五八四人
大網白里市選挙区	一三、五九六人

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二二三)二六五八

四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

市川市選挙区	一三五、三七四人
船橋市選挙区	一五六、四五三人
松戸市選挙区	一三五、七一〇人